



目次

|  |     |
|--|-----|
| 訓令   | ページ |
| 高知県教育委員会訓令   |     |
| 高知県警察本部訓令  |     |
| ◎高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令   | 1   |
| 告示   |     |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課） | 1   |
| ◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権課）   | 1   |
| ○保安林の解除予定の通知（治山林道課）  | 1   |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（" "）  | 1   |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（" "）  | 2   |
| ○遊漁規則の一部変更の認可（漁業管理課）   | 4   |
| ○漁船損害等補償法による同意成立（" "）  | 6   |
| ○漁船損害等補償法による付保義務消滅（" "）  | 6   |
| ○基本測量の終了の通知（用地対策課）   | 6   |
| ○道路の区域変更（道路課）  | 6   |
| ○道路の供用開始（" "）  | 7   |
| ◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託（港湾・海岸課）                 | 7   |
| 公 告  |     |
| ○土地改良区の定款変更の認可（2件）（農業基盤課）  | 7   |

-----  
訓 令  
教育委員会訓令  
警察本部訓令  
-----

高知県訓令第12号  
高知県教育委員会訓令第9号  
高知県警察本部訓令第12号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司  
高知県教育長 伊藤 博明  
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県社会資本整備推進本部設置規程（平成29年6月高知県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
高知県警察本部訓令第22号）

第7条中「訓令」を「規程」に改める。  
別表第1中「理事・産学官民連携センター長」及び「総務部副部長（政策調整担当）」を削る。  
別表第2中「総務部政策企画課長」を「総務部財政課長」に改め、「産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長」を削る。

附 則  
この訓令は、令和2年4月28日から施行する。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第325号  
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。  
令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司  
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
クリニック土佐 高岡郡中土佐町久礼6728-1 令2・4・1  
久礼

高知県告示第326号  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

| 所在地           | 名称                | 委託期間                  |
|---------------|-------------------|-----------------------|
| 高知市本町四丁目1番37号 | 公益財団法人高知県人権啓発センター | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |

高知県告示第327号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町寺川字名ノ川108の9から108の12まで
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第328号

令和2年3月高知県告示第155号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町266番地  
イ 氏名  
鶴和 房一
  - 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町4728番地3地先  
イ 氏名  
室戸岬東漁業協同組合
  - 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町7359番地  
イ 氏名  
山下 稔枝
  - 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町515番地  
イ 氏名  
川西 泉

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町482番地 2<br/>イ 氏名<br/>町田 芳道</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原33番地 サザンウインドバートⅡ101号<br/>イ 氏名<br/>橋本 泰宏</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町525番地 1<br/>イ 氏名<br/>田中 嘉市</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町455番地<br/>イ 氏名<br/>浅川 良住</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町361番地<br/>イ 氏名<br/>久保 稔春</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町463番地<br/>イ 氏名<br/>浅川 喜弥太</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町315番地<br/>イ 氏名<br/>川西 豊年</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町240番地 2<br/>イ 氏名<br/>山下 政市</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町196番地<br/>イ 氏名<br/>山下 勝平</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町194番地<br/>イ 氏名<br/>田中 善太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町515番地<br/>イ 氏名<br/>鶴和 政一郎</p> | <p>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町479番地<br/>イ 氏名<br/>畠中 稔</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町263番地 2<br/>イ 氏名<br/>鶴和 長太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸郡室戸町浮津864番地<br/>イ 氏名<br/>竹谷 隆郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町515番地 1<br/>イ 氏名<br/>松沢 懸太郎</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町34番地<br/>イ 氏名<br/>松沢 筆次郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町184番地<br/>イ 氏名<br/>松沢 俊作</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町120番地<br/>イ 氏名<br/>谷岡 豊吉</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町281番地<br/>イ 氏名<br/>山下 二美男</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町514番地 2<br/>イ 氏名<br/>久保 誠一</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町3178番地<br/>イ 氏名<br/>山下 弥源太</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所<br/>群馬県前橋市六供町448番地 1<br/>イ 氏名<br/>桜井 寅善</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> | <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>昭和42年10月農林省告示第1424号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第329号</b><br/>令和2年3月農林水産省告示第423号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>令和2年4月28日<br/>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡三瀬村勝賀瀬100番屋敷<br/>イ 氏名<br/>伊藤 祐信</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡いの町勝賀瀬1001番地<br/>イ 氏名<br/>弘田 叔子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡いの町1132番地 5<br/>イ 氏名<br/>伊藤 孝造</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川乙2382番地<br/>イ 氏名<br/>大久保 定</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲5773番地<br/>イ 氏名<br/>曾我 藤</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川甲5483番地<br/>イ 氏名<br/>伊藤 政明</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡清水村下分1044番地<br/>イ 氏名<br/>高橋 雅直</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p> |
|---|---|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>高知市中秦泉寺136番地</p> <p>イ 氏名<br/>筒井 敏彦</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村清水上分2206番地</p> <p>イ 氏名<br/>筒井 一由</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡日高村本郷3478番地</p> <p>イ 氏名<br/>小松 るみ</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市鏡的淵263番地 2</p> <p>イ 氏名<br/>山崎 由豊</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>昭和52年10月農林省告示第1088号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第330号</b><br/>令和2年3月農林水産省告示第424号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>令和2年4月28日<br/>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡物部村笹648番地</p> <p>イ 氏名<br/>岡村 金太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>長岡郡大豊町戸手野1395番地</p> <p>イ 氏名<br/>杉本 悠子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>長岡郡大豊町庵谷982番地</p> <p>イ 氏名<br/>小笠原 剛</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>長岡郡大豊村桃原75番地</p> <p>イ 氏名<br/>上村 請水</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>長岡郡大杉村中村大王125番地 2</p> <p>イ 氏名<br/>酒井 利廣</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川甲238番地</p> <p>イ 氏名<br/>安藤 勝衣</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村</p> <p>イ 氏名<br/>安藤 政勢</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市横浜新町一丁目301番地 県住横浜第2団地N-404</p> <p>イ 氏名<br/>福原 寿也</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡越知町南ノ川耕2988番地</p> <p>イ 氏名<br/>片岡 知一</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡仁淀村長者丁2063番地</p> <p>イ 氏名<br/>古味 益行</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>幡多郡十和村久保川477番地</p> <p>イ 氏名<br/>芝 理智子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷1番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>今城 虎吾</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷4番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>今城 政勝</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷4番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>今城 正秋</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>中村市古津賀1350番地</p> <p>イ 氏名<br/>前田 茂次郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市古尾9番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>今城 重栄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷777番地</p> <p>イ 氏名<br/>中川 唯男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷24番地</p> <p>イ 氏名<br/>北川 良明</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷186番地</p> <p>イ 氏名<br/>北岡 政次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市竹屋敷1054番地</p> <p>イ 氏名<br/>佐竹 松次</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市古尾1431番地</p> <p>イ 氏名<br/>今城 亦次郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市幸崎120番地</p> <p>イ 氏名<br/>松岡 増明</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所<br/>中村市古尾124番地</p> <p>イ 氏名<br/>今城 正</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡清水村下分572番地</p> <p>イ 氏名<br/>筒井 鷹雄</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>昭和48年1月農林省告示第129号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> |
|--|---|--|

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第331号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和2年4月13日に次のとおり認可した。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

1 吉良川淡水漁業協同組合 内共第502号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

吉良川淡水漁業協同組合 室戸市吉良川町乙1937番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第502号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第5条第2項の表中「500円」を「1,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年6月1日

2 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第6条第2項の表中

|         |    |
|---------|----|
| 中学生以下の者 | 無料 |
|---------|----|

を

|                      |      |
|----------------------|------|
| 中学生以下の者              | 無料   |
| 18歳以下の者（中学生以下の者を除く。） | 500円 |

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年6月1日

3 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第509号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

|   |                  |                |
|---|------------------|----------------|
| ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。） | 物部川の杉田えん堤から上流の区域 | 3月1日から8月31日まで  |
|   | 物部川の杉田えん堤から下流の区域 | 1月1日から12月31日まで |

を「

|   |  |                |
|---|--|----------------|
| ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。） | 横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域                    | 3月1日から9月30日まで  |
|   | 横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域を除く物部川の杉田えん堤から上流の区域 | 3月1日から8月31日まで  |
|   | 物部川の杉田えん堤から下流の区域   | 1月1日から12月31日まで |

に改める。

第6条第6項中「10月1日」を「9月1日」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年6月1日

4 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

ア 第4条第3項の表中

|    |       |  |                |
|----|-------|--|----------------|
| あゆ | 全ての漁法 | 仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに | 12月1日から同月31日まで |
|----|-------|--|----------------|

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | 設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。 |  |
|--|--|---|--|

を「

|    |             |   |                       |
|----|-------------|---|-----------------------|
| あゆ | 全ての漁法       | 仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。 | 12月1日から同月31日まで        |
|    | 友づりを除く全ての漁法 | 用居川の岩丸橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端まで及び安居川の富岡橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端までの区域   | 6月1日午前5時から9月30日午後5時まで |

に、「徒手採捕」を「友づり及び徒手採捕」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

イ 第5条第4項の表中

|  |   |      |
|--|---|------|
| 仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域 | 3,500円（前3項に規定する遊漁料若しくは特別遊漁料を納付した者又は中学生以下の者にあつては、1,500円） | 設定なし |
|--|---|------|

を「

|  |  |  |
|--|--|--|
| 仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域 | 2,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合にあ | 5,000円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合にあ |
|--|--|--|

|  |         |         |
|--|---------|---------|
|  | っては、無料) | っては、無料) |
|--|---------|---------|

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
- ア 令和2年6月1日
  - イ 令和3年3月1日

**高知県告示第332号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

羽根町加入区

**高知県告示第333号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成28年4月高知県告示第261号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和2年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

羽根町加入区

**高知県告示第334号**

国土交通省国土地理院長から令和元年11月高知県告示第492号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和2年3月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第335号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

| 区 間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------|------------------|---------------|
| 高岡郡中土佐町久礼<br>字新湊8646番から<br>高岡郡中土佐町久礼<br>字新湊8645番1まで | 前      | 7.9<br>}<br>14.0 | 29            |
|   | 後      | 11.1<br>}        | 29            |

|  |  |      |  |
|--|--|------|--|
|  |  | 13.0 |  |
|--|--|------|--|

高知県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

| 供用開始区間  | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|---|--------------|-----------|
| 高岡郡中土佐町久礼字新湊<br>8646番から<br>高岡郡中土佐町久礼字新湊<br>8645番1まで | 29           | 令和2年4月28日 |

高知県告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

| 港湾名 | 港湾施設名  | 委託した者               |            | 委託期間                  |
|-----|--|---------------------|------------|-----------------------|
|     |  | 所在地                 | 名称         |                       |
| 高知港 | 港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設 | 高知市仁井田字新港<br>4700番地 | 高知ファズ株式会社  | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| 須崎港 | 係留施設、野積場、荷さば                                   | 須崎市港町<br>81番3       | 一般社団法人須崎埠頭 | 〃                     |

|      | き地、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地       |                  | 協会                |   |
|------|---|------------------|-------------------|---|
| 下田港  | 係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地 | 四万十市下田1910番地15   | 下田海運協同組合          | 〃 |
| 宿毛湾港 | 宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設                         | 宿毛市片島1番77号       | 片島地区長 堀 景         | 〃 |
|      | 宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場                                  | 宿毛市大島6番24号       | 大島地区自治会 地区長 堀江 紀夫 | 〃 |
|      | 宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場                                 | 宿毛市小筑紫町小筑紫128番2号 | 小筑紫地区長 西郷 典生      | 〃 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を令和2年4月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市町本村土地改良区の定款の変更を令和2年4月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月28日

高知県知事 濱田 省司